

改正案

現行

別表第二（第15条第2項関係）

電気通信番号の種別	要件
1 第5条第1項に規定するもの	1 <u>直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。以下同じ。）の網を介して第一種指定電気通信設備（法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備をいい、アナログ信号伝送用の電気通信回線設備に限る。以下同じ。）と網間信号接続（中継系伝送路設備を用いて接続するものをいう。以下同じ。）を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u> 2～3 （略）
2 第5条第2項に規定するもの	1 <u>直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u> 2～3 （略）

別表第二（第15条第2項関係）

電気通信番号の種別	要件
1 第5条第1項に規定するもの	1 <u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備（注1）と網間信号接続（中継系伝送路設備を用いて接続するものをいう。以下同じ。）を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u> 2～3 （略）
2 第5条第2項に規定するもの	1 <u>法第33条2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u> 2～3 （略）

3 第7条に規定するもの	1 (略) <u>(注1)</u> 2 (略)
4 (略)	(略)
5 第9条第1項第1号に規定するもの <u>(注2)</u>	1 (略) 2 (略) <u>(注3)</u> 3～5 (略) 6 <u>直接又は他の電気通信事業者の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u> 7～8 (略)
6 第9条第1項第2号に規定するもの	<u>直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u>

3 第7条に規定するもの	1 (略) <u>(注2)</u> 2 (略)
4 (略)	(略)
5 第9条第1項第1号に規定するもの <u>(注3)</u>	1 (略) 2 (略) <u>(注4)</u> 3～5 (略) 6 <u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u> 7～8 (略)
6 第9条第1項第2号に規定するもの	<u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u>

<p>7 第9条第1項第3号 に規定するもの</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>直接又は他の電気通信事業者の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。）</u>を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p> <p>3 (略)</p>
<p>8 第9条第1項第4号 に規定するもの</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>直接又は他の電気通信事業者の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。）</u>を介して第</p>

<p>7 第9条第1項第3号 に規定するもの</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）</u>。</p> <p>3 (略)</p>
<p>8 第9条第1項第4号 に規定するもの</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）</u>。</p>

	<p>一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p> <p>3 (略)</p>
9 第9条第1項第5号に規定するもの	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと</u>（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>
10 (略)	(略)
11 第10条第1項第1号に規定するもの	<p>1 (略)</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</p> <p>3 (略)</p>
12 第10条第1項第2号に規定するもの	<p>1 (略)</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</p>

	<p>3 (略)</p>
9 第9条第1項第5号に規定するもの	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと</u>（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>
10 (略)	(略)
11 第10条第1項第1号に規定するもの	<p>1 (略)</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者<u>(一の者に限る。)</u>の網を介して<u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u></p> <p>3 (略)</p>
12 第10条第1項第2号に規定するもの	<p>1 (略)</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者<u>(一の者に限る。)</u>の網を介して<u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u></p>

	3～4 (略)
13 第10条第1項第3号 に規定するもの	1～2 (略) 3 <u>直接又は他の電気通信事業者の網を介して</u> 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)
14～15 (略)	(略)

(削る)

注1～4 (略)

	3～4 (略)
13 第10条第1項第3号 に規定するもの	1～2 (略) 3 <u>法第33条第2項に規定する</u> 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)
14～15 (略)	(略)

注1 第一種指定電気通信設備のうち、アナログ信号伝送用の電気通信回線に限る。以下同じ。

2～5 (略)